

第18回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和7年11月28日（金）
午前9時24分から午前11時02分
- 2 場 所・・・市役所別館2階会議室4
- 3 出席委員・・・農業委員 17名
農地利用最適化推進委員 13名
- 4 欠席委員・・・平賀会長・根井委員
- 5 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の許可申請について
議案第3号 農地法第5条の許可申請について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画について
議案第5号 非農地証明願について
議案第6号 非農地判断について
- 6 農業委員会事務局 高妻局長・田中次長・野上・藏富・南崎

7 会議の内容

時間	発言者	発言内容
9:24	会長代理	皆さん、おはようございます。皆さんお揃いになりましたので、ちょっと時間は早いのですが、ただ今から、第18回日南市農業委員会総会を開会いたします。本日は、平賀会長が、全国農業委員会、会長代表者集会に出席されているため、農業委員会会議規則 第3条第3項により、私が議長をさせていただきます。よろしくお願いします。 本日は6番、根井委員より欠席届が提出されております。ただ今の出席農業委員は17名、農地利用最適化推進委員は13名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に17番の稲山富保委員、1番の谷元英昭委員の両名を指名します。 次に、本日の日程につきまして、事務局より説明をお願いします。

	事務局	おはようございます。それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後全体審査を受け、採決ののち、閉会したいと思います。
	会長代理	お諮りいたします。ただ今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
	全委員	異議なし。
	会長代理	異議がないようですので、原案どおりの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。 議案第1号から議案第6号について一括上程し、議題とさせていただきます。ここで、提案理由を事務局より説明をお願いします。
	事務局	提案理由の説明の前に、議案の修正がございます。総会資料3ページ、議案第3号、農地法第5条の許可申請について受付番号6番につきまして申請が取り下げられたため、削除をお願いします。 それでは、ただ今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。 まず、総会資料1ページです。議案第1号、農地法第3条の許可申請につきまして、農業委員会に対し申請がありました8件について、当農業委員会として許可すべきか否かをご審議いただきますよう提案いたします。申請の内容につきましては、所有権移転が8件で、受付番号1番から8番は、経営規模拡大のためとなっております。 次に総会資料2ページです。議案第2号、農地法第4条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました2件について意見を付さなければなりませんので、ご審議いただきますよう提案いたします。申請の内容につきましては、受付番号1番は、植林のため、受付番号2番は、農業用施設用地のためとなっております。 次に、総会資料3ページです。議案第3号、農地法第5条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました6件について意見を付さなければなりませんので、ご審議いただきますよう提案いたします。申請の内容につきましては、所有権移転が5件で、受付番号1番は、一般個人住宅用地のため、受付番号2番から5番は、植林のためとなっております。地上権設定が1件で、受付番号7番は、太陽光発電施設用地のためとなっております。なお、地上権とは貸借の一種で、土地所有者が相続等により変更となっても土地の利用権が継続されるものです。

	事務局	次に総会資料４ページから３７ページです。議案第４号、農用地利用集積等促進計画につきまして、利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農業委員会の意見を聴く必要がありますので、１６５件について、ご審議いただきますよう提案いたします。申請の内容につきましては、中間管理権設定が１６０件、所有権移転が５件となっております。 次に、総会資料３８ページです。議案第５号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき、証明願のありました２件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか、ご審議いただきますよう提案いたします。受付番号１番、２番は、１０年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として、使用することが困難なため、非農地として証明するものであります。 次に、総会資料３９ページから４２ページです。議案第６号、非農地判断について、農地法第３０条第１項の利用状況調査により、再生利用が困難な農地を非農地として判断するため、審議に付する必要があることから、１１７件について審議していただきますよう提案いたします。 提案理由の説明は以上となります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
	会長代理	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	会長代理	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場を事務局より説明をお願いします。
	事務局	地区別審査会場の説明をいたします。 東郷・鶴戸地区と南郷地区が、会議室５、吾田・油津地区と飫肥・酒谷地区が、別館１階会議室２、細田・大窪地区、北郷地区は、別館１階会議室３でお願いいたします。 なお、本日は、農業者年金加入推進対策会議の開催をお願いいたします。事務局から説明をお願いします。
	事務局	まず農業者年金加入対策の事につきまして、担当の方から説明しますので、よろしくお願いします。 日頃より農業者年金加入推進につきましてご理解とご協力いただきありがとうございます。今回、地区別審査会の際に年金対策会議をしていただき、名簿をもとに加入推進について協議していただきますようお願いいたします。各地区の年金部長の方に加入推進名簿と記録簿をお配りしていますので、対策会議の結果をもとに活動を行っていただき、記録簿に記入するようお願いいたします。また、パンフレットは名簿の人数＋２名分を配

10:11	事務局	布していますのでぜひご活用ください。記録簿の提出については、令和8年1月30日の総会時に提出をお願いします。また、年金部長が記録する実績報告書もお配りしていますので、そちらも併せて提出していただきますようよろしくお願いいたします。年金の説明は以上になります。
	会長代理	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は、午前10時10分をめぐりに終了させ、本会場にお集まりください。それではお願いいたします。
		地 区 別 審 査 （各会場にて）
		それでは、地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。 議案第1号、農地法第3条の許可申請について、8件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告をお願いします。
	山口(光)	7番、山口です。受付番号1番について説明します。申請地は、市道楠原線を飢肥方面に行くと愛宕トンネルがあり、その手前にある前鶴橋を渡りきり、左側にある前鶴公民館から上流側に50mくらい進むと申請地と宅地、その周辺にある畑となっています。11月22日に譲渡人、譲受人に連絡、確認しました。譲渡人が宮崎在住のために来られないということで11月24日に譲受人と現地調査しました。譲渡人は宮崎在住のため、管理が困難になり、去年の2月に家屋と畑を売却しようとしたのですが、畑の境界線が不明であるということで、家屋しか売却しなかったとのことです。家屋は今回の譲受人が購入しています。今回、畑の境界線が判明したとのことで、譲受人に相談して購入してもらうことになりました。譲受人はピーマン農家で購入後は野菜を植えて管理するとのことです。特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。
	会長代理	続きまして、受付番号2番、3番について、担当委員より報告をお願いします。
	三 賢	飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号2番、3番について説明します。11月24日に現地を確認しております。これは受付番号2番・3番とも譲受人が同じで申請地が隣接しておりますので同時に説明します。申請地は、広域農道と国道の交差点より広域農道を吉野方の方へ800mくらい行った所の左上の台地にミカン園と太陽光があり、譲受人所有のミカン園の北側になります。譲受人所有の土地の両隣りになります。取得して規模拡大とのことで、問題ないと判断しました。また住所は宮崎市になっておりますが、吉野方に居

三 賢	住し認定農業者でもあります。譲渡人は兩人とも高齢のため、離農ということです。
会長代理	続きまして、受付番号4番について、担当委員より報告願います。
田 端	3番、田端です。受付番号4番について説明します。11月20日に譲受人立ち合いのもと現地調査しました。申請地は、日南学園から東郷方面に向かって橋を渡り、右の方へ下って行き、ほとんど人家もない所です。狭い所ですが、以前から草払いを頼まれていたとのことで、持ち主が死亡され、財産放棄され、申請人が弁護士となっています。財産処分に伴い、譲受人に購入の相談があったとのことで、会社勤めでしたが、兼業で農業を始めてもう40年になられるそうです。譲受人は、今まで管理されており、今後は野菜を作るとのことです。やる気十分であり、大丈夫だと思います。よろしくお願いします。
会長代理	続きまして、受付番号5番について、担当委員より報告願います。
平 方	東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号5番について説明します。11月21日、譲受人、譲渡人に意志確認を電話で行い、現地調査を行いました。申請地は大字殿所前田の3筆、約4500㎡です。東郷橋を渡り、市道星倉線の左と右に位置します。譲渡人はこれまでは、他の耕作者に個人間で頼んでいましたが、高齢で農業を廃業しようと決断し、今回ちょうど譲受人が買ってくれるということで譲渡するそうです。譲受人は、申請地周辺で耕作されており、今回、経営規模拡大し安定した農業を営みたいということです。特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。
会長代理	続きまして、受付番号6番について、担当委員より報告願います。
谷 口	15番、谷口です。受付番号6番について説明します。11月24日に譲渡人、譲受人に電話で確認し、11月25日に現地調査をしました。申請地は、細田地区の下方で農産物直売所の東側約200mに位置する農地です。譲渡人は高齢により離農され、数年前に譲受人に預けていましたが今回、処分したいということで譲受人に相談され話がまとまったようです。譲受人は、ハウスきゅうり、水稻を耕作されている方で取得後、水稻を作付けし、管理していくということでした。特に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いします。
会長代理	続きまして、受付番号7番について、担当委員より報告願います。

10:21	谷 元	1 番、谷元です。受付番号 7 番について説明します。1 1 月 2 3 日、現地確認しました。譲渡人は、県外在住であり、今後も耕作は不可能とのことで、譲受人へ譲渡するものです。現況は不耕作地となっております。譲受人は、移住者で住宅並びに家庭菜園等の農地を取得されています。今後も野菜の作付を希望されており妥当と判断いたしました。申請地は、北郷郷之原で旧北郷中学校、今、グラウンドですが、そこから南方向へ約 3 0 0 m の所にある常明寺公民館の近隣に所在をしております。よろしく審議お願いいたします。
	会長代理	続きまして、受付番号 8 番について、担当委員より報告願います。
	加 藤	南郷地区農地利用最適化推進委員の加藤です。受付番号 8 番について説明します。1 1 月 2 5 日に譲渡人と現地確認しました。申請地は、県道南郷北方線を約 2 km 行った潟上小学校から北へ約 2 km 入った山の中腹に牛舎があり、その上と下側に放牧地があります。もう 1 筆はそこから約 1 0 0 m 上がった所に日向夏のカン山があります。譲渡人は高齢のため息子に譲ります、ということでした。問題ないと思います。
	会長代理	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	会長代理	ないようですので議案第 1 号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	会長代理	全員賛成ですので、議案第 1 号は許可することに決定しました。 次に議案第 2 号、農地法第 4 条の許可申請について、2 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	稲 山	1 7 番、稲山です。受付番号 1 番について説明します。1 1 月 2 1 日、申請人立ち合いのもと現地調査を行いました。申請地は、板敷荒平で、板敷研修センターを北西に 1 km くらい行った山林に囲まれた所です。申請人の父が以前に杉を 2 0 本くらい植林されていて、今回、植林されていない所に杉を植えようとした所、地目が田になっていたので今回の申請になったということです。杉に囲まれていて日当たりも悪く何年も耕作されていない農地なので、水田としての活用はできないとのことで

	稲 山	す。始末書も添付されていますので問題ないと判断しました。よろしくお願いします。
	会長代理	続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告願います。
	高 崎	北郷地区農地利用最適化推進委員の高崎です。受付番号2番について説明します。申請地は、北郷地区の河原谷で、市道河原谷線を3kmほど河原谷集落に向かうと左手に当該申請地36筆があります。11月25日、申請人立ち合いのもと現地確認いたしました。当該申請地は、平成27年9月に旧畜産会社を吸収合併し、本件の土地を同日包括承継しております。旧畜産会社は、現在、製材会社になっておる場所で養豚を営んでおりました。当時の北郷町のあっせんを受けて現在のミカン園の廃地ではありますが、その跡地に移転してきたものです。本来であれば、その際に農地取得関連法を用いて土地の取得を進めるべきところ、売り主の名義ではなく、それ以前の所有者の名義になっている土地がいくつもあったということであり、吸収合併して以降、登記名義人の調査および登記名義人の変更手続きを続行し、令和7年8月末付けで訴訟等によって他の土地名義人になった土地の手続きが完了したということで、今回の追認申請となったとのことです。所有地の周辺は北側、南側はいずれも国有地です。東側は河原谷川が流れております。したがって日照等、他の農地への影響を及ぼすものではありません。また各豚舎からの排水は専用の排水管を通じて施設内の浄化施設に送られ、浄化処理後に排水溝を通じて河川に放流していく状況でありました。今後、施設が老朽化しているということから、建て替え計画も検討しているということで排水処理については、ラグーン方式を採用するということでございました。なお、豚については現在のところ約2,000頭だけでございます。頂上の所に新しい豚舎があるのですが、そこだけであとは全て空の状態でございます。今後は、母豚のみを飼育して、他の農場が3ヶ所か4ヶ所あるというふうに向いましたが、そちらの方に持って行って、飼育するため、ここでは母豚のみの飼育ということになります。なお申請人については、ご承知のとおり、資金については問題ないということで、先ほど説明したとおり周辺地はすべて山林であり農地に影響を与えるものではないと、かつ始末書も提出されていることから問題はないと判断しました。なお、これについては豚舎等が国・県の補助を受けており、本来は転用すべきものだったと思いますが、顛末書等を県から頂いたということで問題ないということでもあります。ご審議のほどよろしくお願いします。
	会長代理	ただ今の各担当委員の報告について、質疑はありませんか。

10:26	全委員	ありません。
	会長代理	ないようですので、議案第2号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	会長代理	全員賛成ですので、議案第2号は許可相当とすることに決定しました。 次に議案第3号、農地法第5条の許可申請について、6件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	山口(光)	7番、山口です。受付番号1番について説明します。申請地は、旧楠原土地改良区内の下耕整です。その近くにある老人福祉施設の対面に接する位置になります。11月22日、譲渡人、譲受人に電話連絡するも譲渡人と連絡が取れませんでした。よって11月25日、譲受人と現地調査をしております。その結果を11月26日、譲渡人と連絡が取れましたので、了解をもらっております。譲渡人は福岡在住で土地の管理ができないため売却に至ったとのこと。譲受人は、現在、共同住宅に住んでおり将来、安定した生活を送るために自宅を購入して住みたいと思って土地を探していた所、本申請地が売りに出ているため取得して住宅を建築したく、許可申請を提出したとのこと。周辺は住宅化しており、影響を及ぼす農地はありません。また隣接する境界線にはブロック等で擁壁等を設け、雨水等が他の施設に流れないように防ぎ、生活排水および汚水は合併浄化槽で処理して側溝に流すとのこと。特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。
	会長代理	続きまして、受付番号2番、3番について、担当委員より報告願います。
	三 賢	飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号2番、3番について説明します。これは譲受人が同じで申請地が隣接しておりますので同時に説明します。11月24日に確認をしております。申請地は県道と広域農道との永吉交差点より永吉地区に1kmくらい入った所にある一軒の人家から手前左にコンクリート舗装の急勾配の道が広域農道に抜けており、その中間点の北側になります。譲受人は林業会社で近年中に伐採し再造林するとのこと。譲渡人は2件とも平成になっての相続された時、すでに杉が植林されておりました。急傾斜地、鳥獣被害等で植林したのだろうとのこと。始末書が添付されておりますので、問題ないと判断しました。

会長代理	続きまして、受付番号4番について、担当委員より報告願います。
川 添	東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の川添です。受付番号4番について説明します。譲渡人は、福岡在住ということなので11月21日、電話して確認を取りました。譲受人には11月23日、電話をして11月24日、現地確認をしました。申請地は国道220号沿いの伊比井橋を渡り、左折して、約20分行き、さらに左折して徒歩で約5分ほど登った所に隣接して2筆と、少し距離をおいて左右に1筆ずつの計4筆です。昭和41年に父親が相続した時には、すでに山林化しており、今回の売買において農地であることが分かり、申請したということです。始末書も添付されています。また譲受人は伐採後、植林をして適切に管理をしていくということです。造林計画書も添付されており、問題ないとは思いますが、ご審議方よろしく願います。
会長代理	続きまして、受付番号5番について、担当委員より報告願います。
谷 口	15番、谷口です。受付番号5番について説明します。11月25日に譲渡人、譲受人に電話で確認し、11月26日に現地調査しました。申請地は、細田地区内の下方で大堂津小学校北側に山林地帯があり、その中の4筆であります。譲受人は林業と工務店をされている方で譲渡人に売買の話をされ、まとまったということでした。取得後は、造林計画に沿って管理していくということです。譲渡人も売買にあたり、地目が農地であることが分かりました。相続をした時にはすでに山林の状態です、いつ植林されたかは不明ということでありました。推測で50年は経っていると思われます。周りは山林で農地はありません。始末書も添付されており、特に問題はないと思います。ご審議方よろしく願います。
会長代理	続きまして、受付番号7番について担当委員より報告願います。
谷 元	1番、谷元です。受付番号7番について説明します。11月22日、現地確認しました。譲渡人、両方とも県外在住で譲渡人に電話連絡しましたが、繋がりませんでした。譲受人は、法人で所在地は京都であるので電話はせず、双方の代理人の司法書士に連絡しました。なお、現地の確認については、木脇推進委員の近くなので同行いただきました。申請地は北郷のリゾートホテルの入口から蜂の巣コテージに行く道を左折した中心付近、それから右折しますと現地が所在をする所です。現状につきましては、譲渡人の母は健在していますが、高齢のために離農をされており、譲渡人は県外在住のため就農不可能という

	谷 元	ことです。現況は、雑地、荒地となっており、前に行った時にはクヌギが半分、植えてありましたが、伐採されているような状況であります。今後は農地として耕作する事は無理だと考えております。譲受人は、太陽光発電用地として、地上権を取得し、30年の賃貸契約になっているようであります。申請地の東・北・南側は山林で、西側は住宅と畑に隣接していますが、木脇推進委員に同行していただいた時にも話がありましたが、譲受人の方から地域住民にある程度の話はされて、特には問題ないというような事を受けておられ、隣地の住宅、畑、樹園地の方も了解されているということでした。この件については今後の状態についても問題ないという風に判断をいたしましたので、転用は妥当と判断したところです。この件の中で農地区分の3となっていますが、3の内容について事務局から説明をお願いして勉強をしたいと考えております。よろしくお願いします。
	事務局	3種農地というのは転用申請されれば原則、許可がされる農地となっていて、一般的には市役所であるとか、総合支所周辺の宅地化が進んだ土地が3種農地とされることが多いです。ただ毎年、農林水産省から都道府県知事に発出される公文書の農地法の運用についてという規定では、上水道、下水道が埋設されており、500m以内に2つ以上の教育施設、または医療施設がある場合は3種農地として宅地化が著しい農地という判断となっております。本申請地につきましては、上水道、下水道が埋設された地域、かつ近隣に北郷小中学校と認定こども園がございますので、3種農地と判断いたしました。宅地化が進んでおらず、山林の麓等の農地であっても条件によっては3種農地と判断されることがございますので、情報提供としてお納め下さい。
	谷 元	500mと300m、どちらが妥当か。
	事務局	500m以内というのは上水道、下水道が敷設された地域の場合に医療施設、教育施設が必要というのが500mです。上水道、下水道の埋設いかんに関わらず300m以内に駅、市役所、支所がある場合は3種農地となっております。宅地化が進んでなくても3種農地となるということには、いくつかの条件があるということです。以上です。
	谷 元	ということで妥当であると思います。
	会長代理	ただ今の各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。

10:40	会長代理	では、議案第3号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	会長代理	全員賛成ですので、議案第3号は許可相当とすることに決定しました。 次に議案第4号、農用地利用集積等促進計画、中間管理権設定について、160件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	山口(光)	7番、山口です。受付番号1番について説明します。11月26日に貸付人に電話して確認し、調査しております。申請地は旧楠原土地改良区の中耕整で飢肥のガソリンスタンドから国道222号線を都城方面に150m行くと直線道路になって、その周辺が田園地帯になります。その道路周辺の右側の1筆が申請地です。中間管理設定権の更新契約ですので何ら問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。
	会長代理	続きまして、受付番号2番についてですが、山口委員につきましては、ご本人に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により退席をお願いいたします。それでは、受付番号2番について、担当委員より報告願います。
	三 賢	飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号2番について説明します。11月24日に現地を確認しています。これは中間管理権設定の更新ですので何ら問題ないと思います。申請地は、国道222号線沿いに飢肥のガソリンスタンドがあり、そこから500mくらい酒谷の方に行った所の右の方の田んぼです。本人申請で本人が借受予定者ということで何ら問題ないと思います。よろしくをお願いします。
	会長代理	ただ今の報告について質疑はありませんか。では、議案第4号、受付番号2番について、計画に同意される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	会長代理	全員賛成ですので、議案第4号、受付番号2番につきましては同意することに決定しました。ここで山口委員の退席を解きます。 続きまして、受付番号3番から5番について、担当委員より報告願います。

	三 賢	飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。11月24日に3番、4番、5番の現地調査に行っております。これは3番、4番、5番とも中間管理権設定の更新ですので問題ありません。申請地については3番か、5番は、先ほど出ましたが、永吉交差点から酒谷の方に向けて道路沿いに点在している状況です。4番については、倉掛地区の田んぼの中になります。借受予定者は農事組合法人であります。何ら問題はありません。
	会長代理	続きまして、受付番号6番について、担当委員より報告願います。
	神 原	飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の神原です。受付番号6番について説明します。申請者に電話確認ののち、11月24日に現地調査を行いました。申請地は、酒谷永野地区、国道222号線から酒谷川を挟み、酒谷小学校の東側に広がる山竹の一带です。中間管理機構の更新の案件で、適切に管理されており、何ら問題はないかと思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
	会長代理	続きまして、受付番号7番から9番について、担当委員より報告願います。
	作 本	8番、作本です。受付番号7番から9番について説明します。7番・8番・9番が隣接していまして、貸付者本人が相続人代表ですので一緒に説明させていただきます。申請地は細田で県道3号線、下塚田と上毛吉田の境の所から東の方向に300m上った東側の4筆になります。申請地は農振農用地で中山間の範囲に入っております。申請人は病院に入っている関係で連絡は取れませんでした。以前から私の方に相談を受けていた土地ですので確認済みです。申請人は高齢と病気で以前から誰かやってくれないかなということで私の方に相談がありました。今回、中間管理機構の設定で、借受予定者は、現在4反ほどの畑をしています。ご審議のほどよろしくをお願いします。
	会長代理	続きまして、受付番号10番について、担当委員より報告願います。
	徳 井	9番、徳井です。受付番号10番について説明します。申請地については日南側から大藤河川公園の手前、右手のハウスの一角になります。申請地を確認後、電話にて話しました。借受予定者と貸付者は、親子間で中間管理設定であるため、何ら問題ないと確認しています。

会長代理	続きまして、受付番号１１番について担当委員より報告願います。
平 部	１４番、平部です。受付番号１１番について説明します。 １１月２３日、貸付者、借受予定者に連絡を取り、申請地確認を行いました。申請地は南郷のコンビニエンスストアより串間方面へ向かうと左右に広がる田園地帯の一画になります。ハウスと田んぼは、きれいに管理されていました。貸付者・借受予定者は親子関係で中間管理権設定になります。ご審議方よろしくお願ひします。
会長代理	続きまして、受付番号１２番から６１番について、担当委員より報告願います。
加 藤	南郷地区農地利用最適化推進委員の加藤です。受付番号１２番から６１番について説明します。１１月２４日、１１月２５日に現地調査をしております。申請地は、国道４４８号線を駅から約４km行った所に贅波地区があり、その国道を挟んで右と左に田んぼとマンゴーハウスが建っています。今回１０年目の切り替えということで、贅波地区集落センターで申請者が全員集まって申請をされたということでした。農地中間管理権設定ですので何ら問題ないかと思ひます。
会長代理	続きまして、受付番号６２番から１６０番について、担当委員より報告願います。
山口(雄)	南郷地区農地利用最適化推進委員の山口です。受付番号６２番から１６０番について説明します。この案件は谷之口農地集積促進組合について話し合いが行われ、全員が納得されて適正に対策と管理がなされていることを確認しました。申請地は、谷之口地区の国道に沿った農地と、谷之口駅の周辺の農地となります。すべてきれいに管理されていました。中間管理権設定で何ら問題ないと思ひます。ご審議よろしくお願ひします。
会長代理	ただ今の各担当委員からの報告について、質疑はありませんか。
全委員	ありません。
会長代理	ないようですので、議案第４号、農用地利用集積等促進計画、中間管理権設定について、受付番号２番を除く計画について同意される方の挙手をお願いします。
全委員	挙手

10:51	会長代理	全員賛成ですので、議案第4号、受付番号2番を除く、農用地利用集積等促進計画における中間管理権設定は同意することに決定しました。 次に、農用地利用集積等促進計画、所有権移転について、5件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番、2番について、担当委員より報告願います。
	平方	東郷・鶴戸地区農地利利用最適化推進委員の平方です。受付番号1番、2番について説明します。11月21日、譲受人の自宅を訪問し現地確認調査を行いました。譲渡人の娘さんに聞き取りを行いました。申請地は、大字松永松中で松永集落センター近くの4筆、約7700㎡の水田です。中間管理設定で譲受人に貸していましたが、貸人が闘病生活で今後も農業経営はできなく、また相続人も農業はできないということで農用地利用集積等促進計画により機構からの譲受予定者への所有権移転となります。譲渡人、譲受予定者は近所であり、何も問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。
	会長代理	続きまして、受付番号3番、4番について、担当委員より報告願います。
	木 脇	北郷地区農地利利用最適化推進委員の木脇です。受付番号3番、4番について説明します。昨日、借受予定者立ち合いのもと現地確認しました。申請地は、北郷にノート工場がありますが、その北側に位置する2筆と川べりの高速道路を越えた反対側に1筆、計3筆です。譲渡者は、宮崎市の方に現在、家を建てて隣同士で住んでおられ、仕事をされておられます。ずっと農業はしておらず、譲受予定者の方に長年、耕作をお願いしていました。北郷に帰ってこられることはなく、今回、処分したいということで、話がまとまりこの案件が提出された所です。何も問題はないと思っております。農地についても借受予定者がすでに管理を適正にされておられます。
	会長代理	続きまして、受付番号5番について、担当委員より報告願います。
	谷 元	1番、谷元です。受付番号5番について説明します。11月25日、現地確認しました。譲渡人は、経営規模縮小で譲渡したいとの相談がありました。譲受予定者は、認定農業者で繁殖牛と水稻の経営をされている方で、その方に相談して所有権移転をお願いしたところでした。これについては、農地中間管理機構経由での所有権移転という事になります。申請地は、北郷小中学校の前を通過して、猪八重の滝に通じる猪八重線を行くと寺山という地区があり、その地区の東方面の下の方に流れてい

10:56	谷 元	る河川の側面に隣接する農地です。特に問題はないと思います。
	会長代理	ただ今、各担当委員からの報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	会長代理	では、議案第4号、農用地利用集積等促進計画、所有権移転について同意される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	会長代理	全員賛成ですので議案第4号、農用地利用集積等促進計画、所有権移転は同意することに決定しました。 次に、議案第5号、非農地証明願について、2件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	三 賢	飢肥・酒谷地区農地利利用最適化推進委員の三賢です。受付番号1番について説明します。11月24日に現地を確認いたしました。申請地は、吉野方の永吉地区の台地の上の方にある民家の畑がある所の一画になります。周りはすべて山林で農地はありませんので問題ないと思います。問題ないと思います。
	会長代理	続きまして、受付番号2番について担当委員より報告願います。
	高 橋	11番、高橋です。受付番号2番について説明します。11月24日、現地確認を行いました。申請地は、宮浦地区内で宮浦保育所の隣接地です。申請人の父親が、30年ほど前までは家庭菜園をしていたのですが、それ以降、耕作されていないということで、該当事項の4番に相当すると判断をいたしました。ご審議方よろしく願いいたします。
	会長代理	ただ今の各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	会長代理	では、議案第5号について、証明することに賛成される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	会長代理	全員賛成ですので、議案第5号は承認することに決定しました。

10:59	会長代理	次に、議案第6号、非農地判断について、117件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番から59番について、担当委員より報告願います。
	歌 津	5番、歌津です。非農地判断に対する実施調査について説明いたします。最初に1番から23番を説明します。現地調査は11月24日に行いました。申請地は、国道220号線沿いに平山の丸山の交差点がありますが、油津方面から来て左折してすぐ建築資材の工場があり、その右側の23筆になります。この農地は、農地法第30条第1項の利用状況により再生利用が困難な農地の2番に当てはまると思いますので、審議方よろしく願います。 続きまして24番から59番について説明します。現地調査は、11月25日に行いました。申請地は、油津方面から国道220号線を行くと風田にくろしお支援学校がありますが、そこを左折し、市道を200mくらい行った右側に広がる水田の両側一帯の山林の中に点在をしております。申請地は、農地法第30条第1項、利用状況により再生地用が困難な農地の1番に当てはまると思いますので、ご審議方よろしく願います。
	会長代理	続きまして、受付番号60番から117番について、担当委員より報告願います。
	山口(雄)	南郷地区農地利用最適化推進委員の山口です。非農地判断について受付番号60番から117番について説明します。申請地は、谷之口駅に沿った県道沿いにある集落と山の麓付近にある水田になります。いずれの土地も原野化が著しく、農地として再生することが困難なレベルだと判断しました。非農地にするにあたり妥当と判断します。ご審議の方よろしく願います。
	会長代理	ただ今の各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	会長代理	では、議案第6号について承認することに賛成される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	会長代理	全員賛成ですので議案第6号は承認することに決定しました。
		議事が終わりましたので、その他に移ります。

11:02	事務局説明をお願いします。 <その他> 以上で総会の全てを終了します。
-------	--

第18回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議 長

田中正彦

署名委員

稲山富侍

谷之(吳)昭